

## **地域再生計画**

### **1 地域再生計画の名称**

古座川町まち・ひと・しごと創生推進計画

### **2 地域再生計画の作成主体の名称**

和歌山県東牟婁郡古座川町

### **3 地域再生計画の区域**

和歌山県東牟婁郡古座川町の全域

### **4 地域再生計画の目標**

本町の人口は、1980 年に 5,030 人になって以降、一貫して減少傾向にあり、住民基本台帳によると令和 3 年 8 月時点では 2,549 人となっている。出生数の減少や若年層を中心とした人口流出などにより大幅に減少することが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の示した推計基準にもとづくと、2060 年には 946 人まで減少すると推計されている。

本町の年齢 3 区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は 1980 年以降一貫して減少傾向にある。2010 年には 1,345 人となり、1980 年から 30 年間で約 57% の減少となっている。2015 年では 1,116 人となっている。年少人口（0～14 歳）についても、さらに大幅な減少傾向が続いている。2010 年は、1980 年と比べて約 69% もの減少となっており、2015 年には 221 人となっている。一方で、老人人口（65 歳以上）は増加しており、1980 年にはすでに老人人口が年少人口を上回っていたが、2005 年には老人人口が生産年齢人口も上回り、2010 年には、老人人口が生産年齢人口の約 1.1 倍、年少人口の約 5.7 倍となり、2015 年には 1,489 人となっている。

本町の出生数の推移をみると、1995 年以降、20 人程度で推移したが、わずかに減少傾向を示しており、2020 年には 7 人となっている。死亡数は 1995 年から 2005 年にかけて、増加傾向にあった。その後は若干死亡数が減少する傾向に

あり、2020年には70人となっている。自然増減（出生数マイナス死亡数）の推移をみると、1995年以降はすべて自然減となっており、2020年には63人の自然減となっている。今後も高齢化と少子化による自然減が継続すると考えられる。また、合計特殊出生率は、2013年～2017年には1.51となっており、近年は県全体と同水準を保っている。

本町の転入数は、2005年までは150人近くとなることもあったが、2006年以降は急激に減少し、100人程度で推移している。2013年には回復し、117人を記録し、2020年には74人となっている。転出数は、1995年以降わずかに減少傾向にあり、2020年には76人となっている。社会増減（転入数-転出数）は、1995年以降、減少と増加を繰り返しながら推移しており、2020年には2人の社会減となっている。

上記のとおり、人口減少は進行しており、この状況が続くと、地域経済の縮小、行政サービスの低下、地域の担い手不足、生活関連サービスの縮小などといった課題が生じる。

これらの課題解決に向けて、本計画期間中、以下の4つの基本目標をもとに取組みを進めていく。

基本目標1 何かができる何かが変わる町へ

基本目標2 来て、見て、感じてあなたのふるさとに

基本目標3 ええ子に育つで古座川やったら

基本目標4 ゆったり、豊かに、安心の町へ

### 【数値目標】

5－2 の①に 掲げる 事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和6年度 )	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	観光入込客数（年間）	129,305人	179,000人	基本目標1
	ジビエ加工食肉等売上額	7,540千円	12,000千円	

イ	U・I ターン者数	26人 (H27～R1計)	35人 (R2～R6計)	基本目標2
ウ	出生数	48人 (H27～R1計)	50人 (R3～R6計)	基本目標3
エ	「高齢者・障がい者にとって暮らしやすいまち」と感じる%	22.5%	30.0%	基本目標4
	公共交通機関に対する便利度	28.5%	50.0%	

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5－1 全体の概要

5－2のとおり。

### 5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

古座川町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 何かができる何かが変わる町づくり事業

イ 来て、見て、感じてあなたのふるさと町づくり事業

ウ ええ子に育つで古座川やったら事業

エ ゆったり、豊かに、安心の町づくり事業

#### ② 事業の内容

ア 何かができる何かが変わる町づくり事業

##### ①観光の振興

多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進することで観光の産業化に努め、地域外からの「外貨」獲得を図るとともに、既存の1・2・3次産業との複合連携により町内経済への波及効果を高め、安定的な雇用の創出を図る。

<具体的な事業>

- ・佐田桜維持事業
  - ・サクラを活かしたまちづくり事業
  - ・観光施設運営委託事業
  - ・観光施設整備・維持管理事業
  - ・体験型アウトドアパーク整備事業
  - ・ハイキングルート・トレッキングルート整備・維持管理事業
  - ・地域情報システム事業
- など

②農林水産業の振興

コストやリスクを低減することにより担い手が安心して生産に取り組める環境を整えるほか、地産地消、観光業との連携を通じた6次産業化に取り組むことにより、農林水産業の持続的な成長を図り、安定的な雇用の確保を目指す。

<具体的な事業>

- ・農道維持補修工事
- ・鳥獣害対策支援事業（鳥獣追払隊支援等）
- ・農地流動化奨励金
- ・水田活用の直接支払交付金
- ・農業者育成支援事業
- ・農業経営基盤強化資金利子補給事業
- ・古座川町地域農業再生協議会助成事業
- ・山村振興対策事業（町単独）
- ・古座川木造住宅等推進事業
- ・森林機能等回復整備事業補助事業
- ・淡水魚資源対策事業（放流助成）

など

③商工業の振興

商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図る。また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向けた取り組みと既存企業の体質強化を促進する。

＜具体的な事業＞

- ・古座川物産マーケティング事業
- ・鳥獣食肉加工施設管理業務委託事業
- ・ジビエ推進事業
- ・小規模事業者経営改善資金利子補給事業
- ・認定創業支援等事業

など

イ　来て、見て、感じてあなたのふるさと町づくり事業

①移住・定住の支援

人口減少が進む中、本町の人口を維持することは、町の持続可能な運営と活性化に欠かせない重要事項である。町として、移住定住事業をこれまで以上に積極的に推進していく。

＜具体的な事業＞

- ・定住支援事業
- ・定住促進助成事業
- ・古座川町移住定住者新築住宅等補助事業
- ・移住者起業補助金
- ・地域おこし協力隊事業
- ・町有財産等維持管理事業

など

②交流の支援

既存のさまざまなネットワークを活かしながら、交流人口の拡大によってより多くの人に古座川町を知ってもらう事業を推進する。また、地域間・世代間の交流を通じて、住民が地域の資源や課題を見つめ直す取り組みを行う。さらに、ふるさと納税の推進や企業版ふるさと納税の導入について検討し、地域内外の連携の強化と交流人口・関係人口の拡大を図る。

<具体的な事業>

- ・大学等連携交流助成事業
- ・移住・交流推進助成事業（再掲）
- ・地域おこし協力隊事業（再掲）
- ・児童交流事業

など

**ウ　ええ子に育つで古座川やったら事業**

①子育て支援の充実

子育て支援サービスの充実をはじめ、若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境づくりに取り組むことで、進む少子化に歯止めをかけていく。

<具体的な事業>

- ・子育て世帯総合支援事業
- ・保育所運営事業
- ・保育料の無料化
- ・給食費無料化事業
- ・子育て支援出産祝金事業
- ・学童保育所運営委託事業
- ・児童館運営事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育て世代包括支援センター事業
- ・新生児訪問、乳幼児健診事業
- ・妊娠期の母子保健事業
- ・母子医療助成事業
- ・子育て相談、発達支援事業
- ・母子保健推進員活動事業
- ・子ども医療費助成事業
- ・ひとり親家庭医療費助成事業
- ・公園等管理事業（公園、公衆トイレ）

など

## ②就学前・学校教育の充実

古座川町の保育・学校教育においては、「ふるさと古座川をたくましく切り拓く能力を備え、心豊かで創造性に富んだ幼児・児童・生徒の育成」を目指す。その実現に向けて、子ども達の「生きる力」を育成するために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」という『知・徳・体』の調和のとれた保育・教育を推進していく。発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育の充実に努める。児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」が身につくよう教職員研修の充実・推進に努めるとともに、学校での特色ある教育活動を支援する。学校教育施設・設備の整備・充実を図るとともに、学校での防災対策と犯罪防止体制を強化し、安全で安心な学校づくりを推進する。

### <具体的な事業>

- ・保・小・中一貫教育推進事業
  - ・英語教育推進事業
  - ・体験学習推進事業
  - ・スクールバス運行事業
  - ・学校給食運営事業
  - ・教育支援事業
  - ・学校施設維持管理事業
  - ・社会教育施設維持管理事業
  - ・通学見守り活動等推進事業
  - ・地域社会連携推進事業
  - ・児童交流事業（再掲）
  - ・幼児体幹運動・リズム運動指導事業
- など

## エ ゆったり、豊かに、安心の町づくり事業

### ①保健・医療・福祉・生活支援の充実

「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、関係機関が連携して健康に関する教育・指導・相談な

どの体制を整備する。また、医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図り、安心して住み、安心して暮らせる古座川町を目指す。

＜具体的な事業＞

- ・地域包括ケアシステム整備・運営事業
  - ・健康増進事業（特定健診・特定健診保健指導）
  - ・予防接種事業
  - ・脳ドック受診補助事業
  - ・健康増進事業（各種がん検診、歯周疾患等）
  - ・介護予防事業
  - ・要援護者見守り事業
  - ・外出支援サービス事業
  - ・配食サービス事業
  - ・生活支援事業
  - ・社会福祉協議会運営助成事業
  - ・患者送迎事業
  - ・家族介護用品給付事業
  - ・入院時室料市町村間差額補助事業
  - ・介護予防・生活支援体制づくり支援事業
- など

②公共交通の維持・充実

利便性の高い公共交通を維持・充実するため、ニーズを把握し、特性に合った公共交通体系の構築に努める。

＜具体的な事業＞

- ・ふるさとバス運行事業
  - ・公共交通体制整備事業（ふるさとバス見直し、新たな移動手段の検討）
- など

③防災体制の充実

自然災害からの安全確保に向け、地域防災力の向上に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進する。

<具体的な事業>

- ・自主防災活動支援事業補助金
- ・その他防災事業

など

④文化・芸術の振興

中央公民館を中心とした町民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、文化財の保存・整備と無形民俗文化財や地域特有の食文化・生活文化の伝承に努め、これらの総合的な活用を推進する。

<具体的な事業>

- ・読書活動推進事業
- ・公民館事業
- ・公民館報発刊事業
- ・古座川町展開催事業

など

⑤コミュニティ活動・ボランティア活動の充実

地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域社会の形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取り組みを支援する。

<具体的な事業>

- ・クリーンキャンペーン
- ・広報事業（広報こざがわ）
- ・古座川秋まつり
- ・区運営補助事業
- ・防犯灯設置及び電灯料助成事業
- ・交通安全運動推進事業
- ・地域拠点施設整備事業
- ・古座川町地域づくり支援事業

など

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4の【数値目標】と同じ。

④ 寄附の金額の目安

70,000 千円（2021 年度～2024 年度累計）

#### ⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、住民の代表者や有識者からなる推進協議会を設置し、「産・官・学・金・言・労」の幅広い知見も取り入れながら検討を行った。本計画の策定後も、戦略の実効性を確保するために引き続き前述の推進協議会を中心に、適宜フォローアップ作業を行う。

具体的には、毎年度 1 月ごろに、基本目標ごとに設定した数値目標や、各施策について設定した重要業績評価指標（K P I）にもとづいて、P D C A サイクルにより計画・実行・検証・改善を行う。また検証後は、速やかにホームページ等で公表する。

#### ⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

### 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで